



平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国

準備書面（4）

2017（平成29）年6月8日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 加 賀 山 瞭

同 小 野 高 広

（被告準備書面（4）、同（5）に対する反論）

第1 本件文書2は情報公開法5条3号の文書にあたらぬこと

1 本件文書2は情報公開法5条3号の文書に該当するとする被告の主張に理由がないこと（被告準備書面（4）第2に対する反論）

被告は、被告準備書面（4）第2、3（3～5頁）において、本件文書2が情報公開法5条3号の不開示情報に該当することを前提に、本件文書2に係る処分が適法であったと主張している。

しかし、原告準備書面（2）第2（6～18頁）で主張したとおり、外国との協議内容は基本的に不開示とすることが当然の国際慣行であるとする被告の主張はその前提が誤りであること（同10～12頁）、本件文書2は本件合意の対象外であること（同13～14頁）、本件文書2の内容にかかわらず不開示とする約束のみをもって不開示を正当化することはできないこと（同14～16頁）から、本件文書2は情報公開法5条3号の文書に該当しないことは明らかである。

2 本件文書2と同内容の文書が別件訴訟で提出されていることについて（被告準備書面（5）第1に対する反論）

(1) 原告は、原告準備書面（2）第2、3（3）（16～17頁）において、被告が別件訴訟で本件文書2と同一の文書を提出していることを指摘したうえで、被告が、本件文書2を開示することにより「米国との信頼関係が大きく損なわれる」「信頼の回復は極めて困難となる」「忌憚のない意見交換が阻害される」「我が国にとって重大な支障を招く事態も予想される」などと主張したことについて、「被告が真意からそのように主張しているとなれば本件文書2と同一の文書を何人でも閲覧できる状態に置くようなことはできないはずである。被告の主張と行為は矛盾している。」と主張した。

これに対し被告は、被告準備書面（5）第1、2（2～4頁）において、情報公開法5条3号と民事訴訟法91条1項が規定する民事訴訟記録の閲覧謄写制度の相違点を挙げ、同制度はその実施においては様々な制約ないし条件があることを指摘したうえで、「外務大臣が（米国との信頼関係が損

なわれる) おそれがあると認めるにつき社会通念上に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認めることができない」と主張している。

(2) しかし、被告によるこの主張は、民事訴訟法の条文の文言に言及した原告主張を利用して、本来の論点をずらすものである。

被告は、一方で「秘密保持を適切に行うことは、各国との情報のやりとりを行う上で不可欠の前提条件である」(被告準備書面(2) 11頁)などと述べて米国との信頼関係を維持するために本件文書2を開示できないと主張しつつ、他方で、同一の文書を公開の法廷に訴訟記録として提出し「何人も… 閲覧を請求することができる」(民訴法91条1項)状態に置いている。このような被告の主張と行動は矛盾しているのではないか、というのが原告の主張である。部外者である「何人か」(「何人も」ではなく)が情報を知りうる状況に対象情報を自ら置くような行為をすれば、それだけで適切な秘密保持を行っているとは言えないはずである。それゆえ、「適切な秘密保持を行っているか否か」を判断する基準と、「何人でも」閲覧請求ができるか否かという基準とは当然異なる。被告主張は、その点を混同させた立論であり妥当でない。

この点、被告の主張する閲覧謄写制度の実施にともなう制約ないし条件のために「何人も… 閲覧を請求することができる」とする民訴法91条1項が実際には空文化しているといった事情でもあれば、訴訟記録として本件文書2を裁判所に提出したとしても、いまだ本件文書2について「秘密保持を適切に行っ(ている)」と言える余地もあるかもしれない。しかし、次に述べるように、閲覧謄写制度の実施に伴う制約ないし条件はそのようなものではないから、制約や条件について如何に被告が主張をしようという意味はない。

実施における様々な制約や条件として、まず、被告は「公開を禁止した口

頭弁論に係る訴訟記録の閲覧」(民訴法91条2項)について指摘する。しかし、口頭弁論が公開禁止になる場合はそもそもきわめて限られているうえ、現に別件訴訟は公開禁止にはなっていないから、本件訴訟においてこの議論を持ち出す意味はない。

次に被告は、謄写等が制限されている点(同条3、4項)を指摘する。しかし、そもそも原告が問題にしているのは閲覧である。謄写はできなくても閲覧が可能であればそのことだけで秘密は部外者に漏洩しうるのであり、閲覧可能な状況に置いていれば適切な秘密保持はないと言えるから、謄写等について議論する意味はない。

また、被告は訴訟記録の保存又は裁判所の執務の支障にとまなう制約(同5項)をあげる。しかし、この制約は一時的なものにすぎないから、この制約に民訴法91条の閲覧請求権を空文化するといった効果は認められない。

さらに、閲覧請求をするために対象事件を請求者が特定しなければならない点は被告指摘のとおりである。しかし、該当する事件の開廷日に裁判所に行った場合などに事件の特定は可能であり、殊に別件訴訟のように社会的耳目を集めた事件の場合には、その気になれば事件の特定はさほど困難ではない。

そもそも、民訴法92条は秘密保護のための閲覧制限の制度を設けているが、そのような秘密保護の制度が設けられたのは、訴訟記録として裁判所に提出された書類等については秘密の保護が図られなくなる可能性があるためである。そのような可能性が想定されているということは、一般に事件の特定がなされうるということが当然の前提になっている。

なお、民訴法92条の閲覧制限が認められるのは「当事者の重大なプライバシーと当事者が保有する営業秘密の2種類に限られる」(「注解民事訴訟法【II】」265頁)。国の秘密が閲覧制限の対象になっていない理由は、「秘密の種類としては、上記のほか、国や地方公共団体の秘密と営業秘密

(不正競争2条4項)以外の企業秘密があるが、前者については、そもそも相手方当事者に対しても開示することができない性質のものであり、これが訴訟記録中に記載等されることはないとの理由で、本条の対象とはされなかった」と説明されている(同)。

このことは、次のことを意味しているであろう。すなわち、不正競争防止法上の営業秘密として保護されるためには秘密管理性が必要であるが(同法2条6項)、ある資料について、閲覧制限をかけたうえで裁判資料として提出したからといって、ただちに営業秘密としての秘密管理性が失われることはない。他方、国の秘密については、営業秘密より高度な秘密管理が当然の前提になっており、訴訟の相手方当事者にさえ開示しない扱いが適切な秘密保持として想定されていると考えられる。

被告は、本件文書2について、そこに真に秘密とすべきものがあるとすると、そのような国の秘密に関する適切な秘密保持に反する扱いをしたことになり、閲覧謄写制度の制約や条件を云々するまでもなく、公開の法廷に同内容の文書を訴訟資料として提出したことは、被告主張と相容れない行為であると言える。

- (3)ところで、被告は情報公開制度と民事訴訟記録の閲覧謄写制度の相違点を列挙し、裁判例(乙18、19、20)を挙げて、本件文書2が別件訴訟の書証として訴訟記録の一部となっても「何人も知り得る状態に置かれていたということとはできない」と主張しているが、被告があげる裁判例は、いずれも個人情報に関する不開示情報からの除外規定に関するものであって本件とは事案が異なる。なお、同様に個人情報に関する非開示事由についても判断した東京都情報公開条例に基づく開示請求に関する東京地裁平成26年3月4日判決(平成25年(行ウ)第9号 ウエストロー・ジャパン 甲9)は、他の訴訟において書証として提出された文書について、「民事訴訟法91条1項の規定に基づき、現に何人も知り得る状態に置かれて

いるものと認められる」と判示し、同判決の控訴審判決である東京高裁平成26年12月18日判決（平成26年（行コ）第136号 ウエストロー・ジャパン 甲10）も、口頭弁論の公開の禁止や訴訟記録の閲覧制限の手續がとられていないとして、「本件各文書が訴訟記録の一部として何人も閲覧可能である」と判示しており、被告主張には反する判断をしている。

第2 本件文書2に対する不開示決定の違法性について（被告準備書面（4）第2、2、同4、被告準備書面（5）第2への反論）

1 国賠法上の違法性に関する一般論について

被告は、被告準備書面（4）第2、2（2～3頁）において、国賠法上の違法性の一般論について、裁判例を挙げて、「権利ないし法益の侵害があることを前提として、さらにその公権力の行使が、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務（公権力の行使にあたって遵守すべき行為規範）に違反するか否かという視点から判断されるべきである（職務行為基準説）」と主張する。

被告の主張する判例の存在及び内容は争わないが、原告が訴えの変更申立書第2、2（2頁）において主張したとおり、外務大臣は、本件文書2が情報公開法5条3号の文書に該当しないにもかかわらず、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と3号の解釈を誤って不開示としたのであり、本件においては職務行為基準説に立脚したとしても国賠法上の違法性が認められることは明らかである。

2 岡田事務官とフロスト事務局長のメールについて

なお被告は、被告準備書面（5）第2、2（4～6頁）において、本件不開示決定2をするに至った経緯を主張するにあたり、外務省日米地位協定室事務官岡田悠季とナサンN、フロスト日米合同委員会事務局長との間で、メールや電話によるやりとりを経て、本件文書2を開示しない旨の米国の立場

が示されたと主張しているが、当該メールの内容を要約して記載したもので、2015年6月25日から同30日の間に交わされたメールの具体的日時も特定されておらず、抽象的な主張にすぎない。原告は、上記岡田事務官とフロスト事務局長の間で交わされたメールが被告から証拠提出された段階で、さらに、外務大臣が職務上の注意義務を怠り、本件不開示決定2が違法であることにつき、追って主張する予定である。

(被告が上記メールを証拠提出しない場合には、原告は文書提出命令の申立てを行う予定である。)

以 上